

監査公表第15号（平成24年11月27日、県公報第3449号）

県土整備部・建築都市部出先機関定期監査結果（平成24年度）

## 第1 監査の概要

### 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
- (2) 監査対象期間：平成23年度
- (3) 監査実施期間：平成24年5月8日～平成24年6月20日  
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成24年5月15日～平成24年5月18日
久留米県土整備事務所	平成24年5月29日～平成24年5月31日
南筑後県土整備事務所	平成24年6月12日～平成24年6月15日
直方県土整備事務所	平成24年6月12日～平成24年6月15日
京築県土整備事務所	平成24年5月22日～平成24年5月24日
朝倉県土整備事務所	平成24年6月5日～平成24年6月7日
八女県土整備事務所	平成24年5月8日～平成24年5月10日
北九州県土整備事務所	平成24年6月5日～平成24年6月8日
田川県土整備事務所	平成24年5月8日～平成24年5月10日
飯塚県土整備事務所	平成24年5月29日～平成24年5月31日
那珂県土整備事務所	平成24年5月22日～平成24年5月24日
五ヶ山ダム建設事務所	平成24年5月15日～平成24年5月16日
伊良原ダム建設事務所	平成24年5月17日～平成24年5月18日
苅田港務所	平成24年6月19日～平成24年6月20日
流域下水道事務所	平成24年6月19日～平成24年6月20日

### 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の変更契約手続きについては、その手続きの時期や方法を重点事項として監査を行った。

### 3 監査の範囲等

#### (1) 財務に関する事務の監査の範囲

##### ア 収入

県土整備費負担金、県土整備使用料、県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定及び収入事務

##### イ 支出

賃金、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

##### ウ 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

##### エ 契約

契約の締結及び履行確認事務

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

キ 工事

設計積算及び施工並びに契約変更の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

県土整備事務所等 15 機関

イ 監査の内容

工事の変更契約手続きについて

ウ 監査の視点

(ア) 変更指示の時期は、工事開始直後や工事完成直前等になっていないか。

また、設計や変更契約したものが全て変更指示の中に記載されているか。

(イ) 変更設計及び変更契約は、変更指示後変更率が 3 割以上の場合、概ね 1 ヶ月以内に行われているか。

(ウ) 変更率が 3 割以上の変更契約については、変更契約までに追加の契約保証金の手続きがされているか。

(エ) 変更契約どおり施工されているか。

## 第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

### 1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	区分	説明
南筑後県土整備事務所	収入	工事の負担金収入について、資金計画に定められた期限までに調定が行われていないものがあった。 (2 件)

(2) 注意事項（是正又は改善を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	区分	件数	説明
県土整備部	契約	10	工事請負契約において、一部で適正でないものが見受けられた。
	工事	1	工事に係る積算事務において、一部で適正でないものが見受けられた。
	計	11	

### 2 重点事項

15 出先機関の監査対象期間中の工事 5,218 件のうち、248 件（抽出率 4.8%）を抽出

し調査を行った。抽出した 248 件のうち、当初請負契約から 3 割以上の変更額となった工事は 45 件であった。

監査の視点から見たところ、次のとおりであった。

- (ア) 変更指示の時期は適正に行われていたが、変更指示の内容に一部不備なものが見受けられた。
- (イ) 当初請負契約額から 3 割以上の変更増に伴う手続きが、遅延していたものが 6 件あった。
- (ウ) 当初請負契約額から 3 割以上の変更増に伴う変更契約について、変更契約までに追加の契約保証金の手続きがされていないものが 3 件あった。
- (エ) 変更契約どおり施工されているかについては、適正に行われていた。

以上のように、改善を要するもの（注意事項）が 9 件あったが、それ以外は概ね適正に行われていた。今後とも、工事の契約変更においては、変更理由及び変更時期等適正な事務処理に努めることが望まれる。

なお、軽微な変更の取扱いについては「土木部所管土木事業に係る工事事務の取扱いについて（昭和 49 年 5 月 1 日付 49 土管第 70 号、平成 17 年 11 月 7 日改正）」に基づき処理されているところであるが、出先機関によって対応が異なっている面が見受けられた。統一的な処理が行われるよう具体的な検討が望まれる。